

議員提出議案第8号

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成18年6月16日

提出者	三朝町議会議員	横	木	文	雄
賛成者	三朝町議会議員	清	水	成	眞
賛成者	三朝町議会議員	香	川	和	久
賛成者	三朝町議会議員	松	村		修
賛成者	三朝町議会議員	福	田	茂	樹

平成18年6月16日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が増大し、「払う必要のない利息」のために苦しめられ、自己破産等、社会問題を引き起こすに至っております。

余裕資金のない中で、突発的な出費に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子供の学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化しています。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては、貸金業規制法43条の存続意義がなくなったいま、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望するものです。

記

- 1 下記のとおり、出資法及び貸金業規制法を改正すること。
 - (1) 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げる
 - (2) 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること

(3) 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月16日

鳥取県東伯郡 三朝町議会

鳥取県東伯郡 三朝町議会
議長 田中 誠
副議長 田中 誠
議員 田中 誠
議員 田中 誠
議員 田中 誠
議員 田中 誠
議員 田中 誠
議員 田中 誠
議員 田中 誠
議員 田中 誠